【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出日】 2025年10月15日提出

【計算期間】 第7期中(自 2025年1月16日至 2025年7月15日)

【ファンド名】 グローバルETF・インカム・バランスファンド(年1回決算型)

【発行者名】 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小林 隆宏

【本店の所在の場所】 東京都港区芝公園一丁目1番1号

【連絡場所】 東京都港区芝公園一丁目1番1号

【電話番号】 03-6453-3610

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

以下は、2025年8月29日現在の状況について記載してあります。

【グローバルETF・インカム・バランスファンド(年1回決算型)】

(1)【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	3,713,823,402	99.90
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3,840,670	0.10
合計(純資産総額)		3,717,664,072	100.00

⁽注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【運用実績】

【純資産の推移】

		純資産総額(円)		1万口当たりの糾	資産額(円)
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末	(2020年 1月15日)	5,127,334,354	5,127,334,354	10,163	10,163
第2期計算期間末	(2021年 1月15日)	7,356,075,279	7,356,075,279	9,298	9,298
第3期計算期間末	(2022年 1月17日)	6,550,273,476	6,550,273,476	9,573	9,573
第4期計算期間末	(2023年 1月16日)	5,401,144,056	5,401,144,056	8,671	8,671
第5期計算期間末	(2024年 1月15日)	4,775,169,900	4,775,169,900	8,590	8,590
第6期計算期間末	(2025年 1月15日)	3,913,742,938	3,913,742,938	8,603	8,603
	2024年 8月末日	4,318,892,421		8,761	
	9月末日	4,331,169,496		8,840	
	10月末日	4,205,891,295		8,728	
	11月末日	4,139,063,710		8,756	
	12月末日	3,938,590,794		8,653	
	2025年 1月末日	3,946,597,933		8,760	
	2月末日	3,890,148,717		8,761	
	3月末日	3,815,171,462		8,678	
	4月末日	3,786,797,581		8,667	
	5月末日	3,768,751,817		8,764	
	6月末日	3,749,315,209		8,851	
	7月末日	3,725,366,605		8,946	
	8月末日	3,717,664,072		9,083	

【分配の推移】

	期 間	1万口当たりの分配金(円)
第1期計算期間	2019年 9月 9日~2020年 1月15日	0
第2期計算期間	2020年 1月16日~2021年 1月15日	0
第3期計算期間	2021年 1月16日~2022年 1月17日	0
第4期計算期間	2022年 1月18日~2023年 1月16日	0

第5期計算期間	2023年 1月17日~2024年 1月15日	0
第6期計算期間	2024年 1月16日~2025年 1月15日	0

【収益率の推移】

	期間	収益率(%)
第1期計算期間	2019年 9月 9日~2020年 1月15日	1.6
第2期計算期間	2020年 1月16日~2021年 1月15日	8.5
第3期計算期間	2021年 1月16日~2022年 1月17日	3.0
第4期計算期間	2022年 1月18日~2023年 1月16日	9.4
第5期計算期間	2023年 1月17日~2024年 1月15日	0.9
第6期計算期間	2024年 1月16日~2025年 1月15日	0.2
第7期中間計算期間	2025年 1月16日~2025年 7月15日	3.2

⁽注1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の 基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

(参考)

グローバルETF・インカム・バランスマザーファンド(為替ヘッジあり)

投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	アメリカ	1,851,126,861	38.94
	シンガポール	808,421,472	17.01
	オーストラリア	667,104,655	14.03
	日本	616,878,449	12.98
	アイルランド	571,421,463	12.02
	スイス	95,982,464	2.02
	小計	4,610,935,364	96.99
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		142,915,866	3.01
合計(純資産総額)		4,753,851,230	100.00

⁽注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

資産の 種類	買建 / 売建	国 / 地域	時価合計(円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	売建		4,002,054,081	84.19

⁽注1)評価にあたっては、計算日または計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

2 【設定及び解約の実績】

【グローバルETF・インカム・バランスファンド(年1回決算型)】

	期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1期計算期間	2019年 9月 9日~2020年 1月15日	5,051,374,647	6,270,421	5,045,104,226
第2期計算期間	2020年 1月16日~2021年 1月15日	3,768,316,903	902,176,190	7,911,244,939
第3期計算期間	2021年 1月16日~2022年 1月17日	327,075,740	1,395,656,706	6,842,663,973
第4期計算期間	2022年 1月18日~2023年 1月16日	142,065,481	755,950,998	6,228,778,456
第5期計算期間	2023年 1月17日~2024年 1月15日	105,535,669	775,417,629	5,558,896,496
第6期計算期間	2024年 1月16日~2025年 1月15日	79,808,677	1,089,240,598	4,549,464,575
第7期中間計算期間	2025年 1月16日~2025年 7月15日	18,273,215	365,907,372	4,201,830,418

⁽注1)第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。 (注2)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

3【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。
 - なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期中間計算期間(2025年1月16日から 2025年7月15日まで)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

【グローバルETF・インカム・バランスファンド(年1回決算型)】

(1)【中間貸借対照表】

		(単位:円)
	第6期 (2025年 1月15日現在)	第7期中間計算期間 (2025年7月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	9,080,556	10,359,246
親投資信託受益証券	3,905,725,443	3,721,694,498
未収入金	20,000,000	25,000,000
未収利息	53	132
流動資産合計	3,934,806,052	3,757,053,876
資産合計	3,934,806,052	3,757,053,876
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	8,709,897
未払受託者報酬	698,230	623,887
未払委託者報酬	20,248,570	18,092,871
その他未払費用	116,314	103,918
流動負債合計	21,063,114	27,530,573
負債合計	21,063,114	27,530,573
純資産の部		
元本等		
元本	4,549,464,575	4,201,830,418
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	635,721,637	472,307,115
(分配準備積立金)	597,377,466	550,244,376
元本等合計	3,913,742,938	3,729,523,303
純資産合計	3,913,742,938	3,729,523,303
負債純資産合計	3,934,806,052	3,757,053,876

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

		(単位:円)
	第6期中間計算期間 自 2024年 1月16日 至 2024年 7月15日	第7期中間計算期間 自 2025年 1月16日 至 2025年 7月15日
受取利息	4,006	23,842
有価証券売買等損益	63,840,977	136,969,055
営業収益合計	63,844,983	136,992,897
支払利息	466	-
受託者報酬	748,997	623,887
委託者報酬	21,720,849	18,092,871
その他費用	124,763	103,918
営業費用合計	22,595,075	18,820,676
営業利益又は営業損失()	41,249,908	118,172,221
経常利益又は経常損失()	41,249,908	118,172,221
中間純利益又は中間純損失()	41,249,908	118,172,221
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う中間純損失金額の分配額()	449,980	4,340,994
期首剰余金又は期首欠損金()	783,726,596	635,721,637
剰余金増加額又は欠損金減少額	81,699,062	51,932,259
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	81,699,062	51,932,259
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,364,139	2,348,964
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	8,364,139	2,348,964
分配金	-	<u> </u>
中間剰余金又は中間欠損金()	669,591,745	472,307,115

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。

(中間貸供対照裏に関する注記)

_	<u>(甲间貝盲別煕衣に渕</u>	<u> 9 る注記)</u>			
			第6期 1月15日現在)	第7期中 (2025年)	·間計算期間 7月15日現在)
Ī	1. 計算期間の末日にお ける受益権の総数		4,549,464,575□		4,201,830,418□
	2. 「投資信託財産の計算 に関する規則(平成12 年総理府令第133号)」 第55条の6第10号に規 定する額		635 , 721 , 637円	元本の欠損	472,307,115円
		1口当たり純資産額	0.8603円	1口当たり純資産額	0.8876円
	ける1単位当たりの純 資産の額	(1万口当たり純資産額)	(8,603円)	(1万口当たり純資産額)	(8,876円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記) 該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

- 正献冏品の守伽寺に関する事項			
	第7期中間計算期間 (2025年 7月15日現在)		
	中間貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、中間貸借対照 表計上額と時価との差額はありません。		
	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。		
	(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額 によっております。		
	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前 提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。		

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記) 元本の移動

区分	第6期 自 2024年 1月16日 至 2025年 1月15日	第7期中間計算期間 自 2025年 1月16日 至 2025年 7月15日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	5,558,896,496円	4,549,464,575円
期中追加設定元本額	79,808,677円	18,273,215円
期中一部解約元本額	1,089,240,598円	365,907,372円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは親投資信託受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上されている親投資 信託受益証券の状況は次のとおりであります。

なお、以下は参考情報であり、監査意見の対象外であります。

グローバルETF・インカム・バランスマザーファンド(為替ヘッジあり)

貸借対照表

	2025年 7月15日現在
項目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	26,377
コール・ローン	190,078,552
投資信託受益証券	4,644,218,821
未収配当金	7,371,672
未収利息	2,432
流動資産合計	4,841,697,854
資産合計	4,841,697,854
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	47,441,971
未払金	504,769
未払解約金	43,000,000
流動負債合計	90,946,740
負債合計	90,946,740
純資産の部	
元本等	
元本	4,906,331,646
剰余金	
剰余金又は欠損金()	155,580,532
元本等合計	4,750,751,114
純資産合計	4,750,751,114
負債純資産合計	4,841,697,854

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)		
	2025年 7月15日現在	
	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 国内上場投資信託の時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日又は 計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準 じる価額)又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価してお ります。 外国上場投資信託の時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知 りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)、 金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が 発表する売買参考統計値等に基づいて評価しております。	
	為替予約取引 個別法に基づき、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該為替予約取引に係るものであります。	
算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。	
	(1)受取配当金 投資信託受益証券は、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該 収益分配金額を計上しております。 (2)為替予約取引による為替差損益	

2025年 7月15日現在
約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

		2025年	7月15日現在
1.	計算期間の末日における受益権の総数		4,906,331,646口
2 .	「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年 総理府令第133号)」第55条の6第10号に規定す る額	元本の欠損	155,580,532円
3 .		1口当たり純資産額	0.9683円
	の額	(1万口当たり純資産額)	(9,683円)

(金融商品に関する注記) 金融商品の時価等に関する事項

で で で で で で で か か か か か か か か か か か か か			
	2025年 7月15日現在		
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。		
	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。		
	(2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。		
	(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額 によっております。		
いての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は契約上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。		

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記) <u>元本の移動</u>

<u>ルやのが到</u>	
区分	2025年 7月15日現在
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2025年 1月16日
期首元本額	5,333,454,553円
期中追加設定元本額	- 円
期中一部解約元本額	427,122,907円
期末元本額	4,906,331,646円
 期末元本額の内訳	
グローバルETF・インカム・バランスファンド (年2回決算型)	1,062,797,102円
グローバルETF・インカム・バランスファンド (年1回決算型)	3,843,534,544円

(デリバティブ取引に関する注記)

通貨関連

(2025年7月15日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価	評価損益
四		关约领守(口)	うち1年超	(円)	(円)
市場取引以外	為替予約取引				
の取引	- 売建	4,097,106,454	-	4,144,548,425	47,441,971
	アメリカドル	2,540,472,265	-	2,573,244,028	32,771,763

	733,915,611	-	738,807,069	4,891,458
スイスフラン	150,383,719	-	151,378,498	994,779
オーストラリアド ル	672,334,859	-	681,118,830	8,783,971
合計	4,097,106,454	-	4,144,548,425	47,441,971

(注)時価の算定方法

わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合 は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。

計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

4【委託会社等の概況】

(1)【資本金の額】

2025年 8月29日現在の資本金の額20億円発行可能株式総数12,000株発行済株式総数3,000株

(2)【事業の内容及び営業の状況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務等の関連する業務を行っています。

2025年8月29日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託(マザーファンドを除きます。)は次の通りです。

	本数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	527	16,742,852
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	42	118,771
単位型公社債投資信託	49	153,631
合計	618	17,015,254

(3)【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

2025年10月15日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

5【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社(以下「委託者」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。なお、財務諸表の金額については、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (2) 委託者は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

				単位:百万円)
	前事業 (2024年3	養年度 3月31日)	当事 (2025年	業年度 3月31日)
資産の部	(202:10	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	(2020 1	0,10.11
流動資産				
現金及び預金		14,909		18,950
金銭の信託		18,596		18,214
前払費用		429		238
未収委託者報酬		10,943		12,164
未収運用受託報酬		5,967		6,523
未収収益		185		198
短期差入証拠金		3,660		2,476
その他		4,074		3,072
流動資産合計		58,767		61,839
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	219	1	189
器具備品	1	436	1	338
その他	1	-	1	4
 有形固定資産合計		655		532
無形固定資産 無形固定資産				
ソフトウェア		7,463		7,143
その他		61		78
 無形固定資産合計		7,524		7,221
 投資その他の資産				
投資有価証券		5,753		7,241
関係会社株式		6,077		6,077
繰延税金資産		1,196		1,184
その他		31		31
_ 投資その他の資産合計		13,058		14,534
固定資産合計		21,238		22,289
		80,005		84,128
-				

		(単位:百万円)
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部	(2024年3月31日)	(2020年3月31日)
流動負債		
預り金	86	66
未払金	8,475	8,472
未払収益分配金	0	0
未払手数料	5,524	6,159
その他未払金	2,951	2,313
未払費用	797	993
未払法人税等	694	1,743
賞与引当金	719	769
その他	957	705
流動負債合計	11,730	12,751
固定負債 固定負債		
退職給付引当金	975	1,104
資産除去債務	154	154
その他	42	60
 固定負債合計	1,171	1,319
負債合計	12,902	14,071
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	17,239	17,239
 資本剰余金合計	17,239	17,239
利益剰余金		
利益準備金	500	500
その他利益剰余金		
別途積立金	2,100	2,100
繰越利益剰余金	45,974	48,819
利益剰余金合計	48,574	51,419
株主資本合計	67,813	70,658
		•
その他有価証券評価差額金	360	454
繰延ヘッジ損益	1,071	1,056
	710	601
·····································	67,103	70,057
● ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	80,005	84,128
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · ·

(2)【損益計算書】

(単位:百万円)

受益証券)

		半期報告書(内国投資信託
	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	± 202. (07,30. µ)	<u> </u>
委託者報酬	44,551	50,052
運用受託報酬	11,077	12,144
その他営業収益	356	369
营業収益合計 	55,985	62,566
営業費用		
支払手数料	22,341	25,372
広告宣伝費	342	258
公告費	0	1
調査費	5,796	6,470
調査費	1,172	1,511
委託調査費	4,610	4,945
図書費	14	13
営業雑経費	5,887	6,296
通信費	78	126
印刷費	439	406
協会費	56	57
諸会費	29	45
情報機器関連費	5,193	5,570
その他営業雑経費	89	89
営業費用合計	34,369	38,399
一般管理費		
給料	6,981	7,585
役員報酬	385	476
給料・手当	5,432	5,753
賞与	1,163	1,355
退職給付費用	278	305
福利費	747	812
交際費	13	13
旅費交通費	191	175
租税公課	276	300
不動産賃借料	328	324
寄付金	0	-
減価償却費	2,239	2,501
業務委託費	1,544	1,399
諸経費	1,637	1,394
一般管理費合計	14,239	14,813
営業利益	7,376	9,353

(単位:百万円)

	(
前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

営業外収益

受取利息 138 64

フス プログーマポングン (本式会社(L12444)	
半期報告書(内国投資信託受益証券)	
1	

収益分配金	0	1
金銭の信託運用益	4,007	-
投資有価証券売却益	1	150
投資有価証券償還益	1	0
その他	12	27
 営業外収益合計	4,162	243
三二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二		
金銭の信託運用損	-	207
投資有価証券売却損	33	17
投資有価証券償還損	1	257
為替差損	1,273	660
デリバティブ費用	3,613	47
その他	3	107
	4,925	1,296
程常利益 経常利益	6,613	8,300
特別損失		
システム移行関連費用	-	147
与一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个	-	147
税引前当期純利益	6,613	8,153
 法人税、住民税及び事業税	1,931	2,519
法人税等還付税額	-	129
法人税等調整額	95	25
法人税等合計	2,027	2,364
当期純利益	4,585	5,788

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

			(
	株主資本				
	資本金	資本剰余金			
	貝平並	その他資本剰余金	資本剰余金合計		
当期首残高	2,000	17,239	17,239		
当期変動額					
剰余金の配当					
当期純利益					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	ı	-		
当期末残高	2,000	17,239	17,239		

	株主資本					
		利益	剰余金			
	その他利益			利益剰全全	 株主資本合計	
	利益準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	パエスプロリ	
当期首残高	500	2,100	44,755	47,355	66,595	
当期変動額						
剰余金の配当			3,367	3,367	3,367	
当期純利益			4,585	4,585	4,585	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	1,218	1,218	1,218	
当期末残高	500	2,100	45,974	48,574	67,813	

	評価・換算差額等		
その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	純資産合計

当期首残高	49	510	460	66,134
当期変動額				
剰余金の配当				3,367
当期純利益				4,585
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	310	560	250	250
当期変動額合計	310	560	250	968
当期末残高	360	1.071	710	67.103

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

		株主資本				
	資本金	資本剰余金				
	貝平立	その他資本剰余金	資本剰余金合計			
当期首残高	2,000	17,239	17,239			
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	-			
当期末残高	2,000	17,239	17,239			

	株主資本					
		利益剰余金				
	711111111111111111111111111111111111111	その他利益剰余金		利益剰全全	株主資本合計	
	利益準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	·	
当期首残高	500	2,100	45,974	48,574	67,813	
当期変動額						
剰余金の配当			2,943	2,943	2,943	
当期純利益			5,788	5,788	5,788	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計			2,845	2,845	2,845	
当期末残高	500	2,100	48,819	51,419	70,658	

	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	純資産合計
当期首残高	360	1,071	710	67,103
当期変動額				
剰余金の配当				2,943
当期純利益				5,788
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	94	14	108	108
当期変動額合計	94	14	108	2,954
当期末残高	454	1,056	601	70,057

注記事項

(重要な会計方針) 1.有価証券の評価基準及び評価方法 (1)子会社株式 移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

場価はのなりはよりであります。 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。)

- 3 . 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- 時価法によっております。
- 4 . 固定資産の減価償却の方法 (1)有形固定資産
- - 定額法によっております。
- (2)無形固定資産

- (2) 無形回足員性 定額法によっております。 ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。 5.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。 6.引当金の計上基準
- (1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。 光生事業年度に損益処理 数理計算上の差異 :発生事業年度に損益処理 なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当事業年度から損益処理 なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当事業年度末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を一部適用しております。
7.収益及び費用の計上基準 当社は投資運用、投資助言・代理を業として行っており、当該事業において顧客との契約から生じる主な履行義務の内容及び当履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。
(1)投資信託委託業務 当社は、投資信託契約に基づき投資信託委託サービスを提供し、商品の運用資産残高(以下「AUM」という。)に応

当社は、投資信託契約に基づき投資信託委託サービスを提供し、商品の運用資産残高(以下「AUM」という。)に応じて手数料を受領しております。当該収益は、日次等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(2)投資一任業務

当社は、投資一任契約に基づき投資一任サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当

は、在4月等初める写体とわた時期に名ファンドのAUMに用写知変を乗じて計算され、初始期間にわたり記述

該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識 されます

(3)投資助言業務

当社は、投資顧問(助言)契約に基づき投資助言サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわまれる。 ます。当該収益は、 たり認識されます。

(4)成功報酬 当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資一任契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いと合理的に判断した時点で収益を認識しております。 8、ヘッジ会計の会計処理

(1)ハッン宏計の万法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は関係会社株式及び投資有価証券であります。 (3)ヘッジ方針 白戸助空海田奈田は四位は大きた。

自己勘定運用管理規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計額を比較して有 効性を判定しております。

9.グループ通算制度の適用 グループ通算制度を適用しております。

(未適用の会計基準等)

- (木週内の云前 巻年寺) リースに関する会計基準等 ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日) ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日) ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

(貸借対照表関係)

1有形固定資産の減価償却累計額				
	前事業年度 (2024年3月31日)		当事業年度 (2025年3月31日)	
建物	220	百万円	253	百万円
器具備品	823	"	942	"
その他	-	"	1	"
計	1,044	"	1,197	"

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	3,000	-	-	3,000

2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。

3.配当に関する事項 (1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月23日 定時株主総会	普通株式	3,367	1,122,459	2023年3月31日	2023年6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種 類	配当金の 総額(百万円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	
2024年6月20日 定時株主総会	普通株式	2,943	利益剰余金	981,032	2024年3月31日	2024年6月21日	

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	3,000	•	-	3,000

2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。

3.配当に関する事項

(1)配当金支払額

<u> </u>					
決議	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月20日 定時株主総会	普通株式	2,943	981,032	2024年3月31日	2024年6月21日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの2025年6月20日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

		<u>心ムの脱木ししし</u>	<u>, </u>			
決議	株式の種 類	配当金の 総額(百万円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月20日 定時株主総会	普通株式	999	利益剰余金	333,333	2025年3月31日	2025年6月23日

(リ・ス取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

・ 並関係のの状況に関する事項 (1)金融商品に対する取組方針 当社は、投資信託の運用を業として行っており、資金運用については、自社が運用する投資信託の商品性維持を 目的として、当該投資信託を金銭の信託及び投資有価証券として保有しているほか、短期的な預金を中心とする安 全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為 替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため金銭の信託及び投資有価証券の範囲内で行うことと し、投機目的のためのデリバティブ取引に行わない方針であります。 これらの必要な資金については、内部留保を充てております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク 未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクは極めて低いものと考えております。また、未収運用受託報酬については、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクは極めて低いものと考えており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクに晒されておりますが、顧客ごとに決済期日及び残高を管理することにより回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。金銭の信託及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスク、流動性リスク、流動性リスク、されら砂資値で図っておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引によりリスクの軽減を図っておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引によりリスクの軽減を図っております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計(繰延ヘッジ)を適用しております。ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針 8・ヘッジ会計の会計処理」をご参照ください。未払金については、全て1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制 当社では、リスク管理に係る基本方針を「リスク管理規程」として定め、以下のとおり、リスク・カテゴリー毎に管理しております。

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理 営業債権の管理については、顧客ごとに決済期日及び残高を管理し、また自己査定要領に基づき定期的に債 権内容の検討を行うことにより回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。 デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。 権内容の検討を行

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理 有価証券投資については、自己勘定運用方針にて投資限度額や投資期間等を定めており、投資後も適宜時価 を把握し、保有状況を継続的に見直しております。投資信託の為替変動リスクに対しては、それらの一部につ

いて為替予約を利用してヘッジしております。また、価格変動リスクを軽減するために、株価指数先物等のデ リバティブ取引を利用しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持 することで、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当 該価額が異なることもあります。

2.金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定適用指針」という。)第24-3項を適用した投資信託及び第24-16項を適用した組合出資金等は、次表には含まれておりません((1)*2、*3及び(注2)、(注4)参照)。

また、金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の 対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価 レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るイン

プットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベル のうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

刑事未平及(2024年5月31日) 	貸借対照表計上額(百万円)(*1)					
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
金銭の信託(*2)	1,530	16,048	-	17,579		
投資有価証券(*3)						
その他有価証券	-	4,517	-	4,517		
資産計	1,530	20,565	-	22,096		
デリバティブ取引(*4)						
株式関連取引	(268)	(262)	-	(530)		
通貨関連取引	-	21	-	21		
デリバティブ取引計	(268)	(241)	-	(509)		

- *1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。
 *2) 金銭の信託の信託財産のうち、組合出資金等(貸借対照表計上額1,017百万円)は上記に含めておりません。組合出資金等も含めた金銭の信託の貸借対照表計上額は18,596百万円であります。
- (*3) 投資有価証券のうち、非上場株式(貸借対照表計上額876百万円)及び組合出資金等(貸借対照表計上額359百万円) は上記に含めておりません。 (*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当事業任度(2025年2月24日)

<u> </u>	貸借対照表計上額(百万円)(*1)					
<u>Б</u> Л	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
金銭の信託	2,551	15,662	-	18,214		
投資有価証券(*3)						
その他有価証券	-	3,785	-	3,785		
資産計	2,551	19,448	-	21,999		
デリバティブ取引(*4)						
株式関連取引	(128)	235	-	106		
通貨関連取引	-	78	-	78		
デリバティブ取引計	(128)	314	-	185		

- (*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。 (*3) 投資有価証券のうち、非上場株式(貸借対照表計上額887百万円)、時価算定適用指針第24-3項の基準価額を時価と みなす取扱いを適用した投資信託(貸借対照表計上額1,976百万円)及び第24-16項を適用した組合出資金等(貸借対 照表計上額592百万円)は上記に含めておりません。 (*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。
- - (2)時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期差入証拠金、未払金は、短期間(1年以内)で決済され

るものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

金銭の信託 金銭の信託の信託財産のうち、上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1 の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信 託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合に は基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸に ついては取引先金融機関から提供された価により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認め これないため、しない2の時価に分類しております。 られないため、レベル2の時価に分類しております。

投資有価証券

投員行興証分 - 私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者から リスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類し ております。時価算定適用指針第24-3項の取り扱いを適用し、基準価額を時価とみなした投資信託はレベルを付して

デリバティブ取引 森価指数先物の時価は、金融商品取引所が定める清算指数を用いて評価しております。株価指数先物は活発な市場で取引されているため、その市場価格をレベル1の時価に分類しております。為替予約及びトータルリターンスワップの時価は、為替レートや金利や株価等の観察可能なインプットを用いた割引現在価値法等により取引先金融機関が 算定した価格を時価の算定に用いており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2 の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
投資有価証券	876	887
関係会社株式	6,077	6,077

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2024年3月31日)	(単位:百万円)			
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	14,909	1	-	-
未収委託者報酬	10,943	-	-	-
未収運用受託報酬	5,967	-	-	-
投資有価証券				
投資信託	-	1,829	807	-

当事業年度(2025年3月31日) (単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	18,950	•	-	-
未収委託者報酬	12,164	-	-	-
未収運用受託報酬	6,523	-	-	-
投資有価証券				
投資信託	-	2,053	2,400	-

(注4) 時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託に関する情報

前事業年度(2024年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(2025年3月31日)

第24-3項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

_ (単	位	:	百	万	円)

							(+	位・日八〇)
区分	期首残高	当期の損 益に計上 した額	その他有 価証券額 価差割し に計額	購入、売 却及び償 還による 変動額	基準価額を 時価とみと すこと た額	基準価額 を時では かこと額 した額	期末残高	当期の損益額 計上貸借 計上貸借 計上貸借 計 を 日 に る 日 に る 日 に る 日 に る 日 で る 日 で る り と の の の の の の の の の の の の の の の の の の
投資有価証券 (その他有価証 券)	-	-	23	2,000	1,976	-	1,976	-

(注)決算日における解約等に関する制限の主な内容は、一定期間の解約制限があるものが1,976百万円であります。

(有価証券関係)

. 子会社株式

市場価格のある子会社株式はありません なお、市場価格のない子会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
子会社株式	6,077	6,077

2.その他有価証券 ジョッチ (2024年3月31日)

2.その他有価証券 前事業年度(2024年3月31日)			(単位:百万円
区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
その他	3,394	2,593	800
小計	3,394	2,593	800
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
その他	1,123	1,410	287
小計	1,123	1,410	287
合計	4,517	4,004	513

当事業年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

<u> </u>					
区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額		
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの					
その他	3,110	2,402	708		
小計	3,110	2,402	708		
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの					
その他	2,651	2,712	61		
小計	2,651	2,712	61		
合計	5,762	5,115	647		

非上場株式及び組合出資金等は、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」に含めておりませ ん。 なお、市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
非上場株式	876	887
組合出資金等	359	592

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2023年4月1日 至	2024年3月31日)		(単位:百万円)
区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	185	1	33

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	528	150	17

(デリバティブ取引関係)

1 . ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 (1)通貨関連 前事業年度(2024年3月31日)

契約額等 種類 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	
------------------	-------------------------	-------------	---------------	--

	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	6,735	-	4	4
店頭	英ポンド	288	-	0	0
冶與	カナダドル	145	-	0	0
	スイスフラン	180	-	0	0
	香港ドル	217	-	0	0
	ユーロ	664	-	3	3
	合計	8,231	-	10	10

(注)上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

当事業年度(2025年3月31日)

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益
	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	5,575	-	37	37
	英ポンド	141	-	0	0
	カナダドル	118	-	0	0
	スイスフラン	52	-	0	0
	香港ドル	166	-	1	1
店頭	ユーロ	425	-	1	1
	買建				
	米ドル	139	-	0	0
	英ポンド	5	-	0	0
	カナダドル	6	-	0	0
	スイスフラン	5	-	0	0
	香港ドル	1	-	0	0
	ユーロ	16	-	0	0
	合計	6,654	ı	41	41

(注)上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

_ 削争耒午及(202	<u> </u>					
種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	
市場取引	株価指数先物取引 売建	10,306	-	268	268	
店頭	トータルリターンス ワップ取引 売建	4,184	-	262	262	
	合計	14,490	-	530	530	

(注)上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

当事業年度 (2025年3月31日)

当事未牛皮(202	種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	9,848	-	128	128
店頭	トータルリターンス ワップ取引 売建	6,179	-	235	235
(\ 	- 合計 	16,027	-	106	106

(注)上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

2 . ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引 (1)通貨関連 _ 前事業年度(2024年3月31日)

的事業年度(202 ヘッジ 会計の方法	デリバティブ取引 の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建 米ドル 英ポンド スイスフラン 香港ドル ユーロ シンガポールドル	投資有価証券 関係会社株式	2,126 4,586 28 83 63 448	- - - -	1 7 0 0 0 1
	合計		7,337	-	10

当事業年度(2025年3月31日)

ヘッジ 会計の方法	デリバティブ取引 の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建 米ドル 英ポンド スをオン 香ンフラン 香ーンガポールドル 買建 ドドル 香港ドル	投資有価証券 関係会社株式	1,947 4,700 47 122 40 449	- - - - -	13 19 0 0 0 3
合計			7,419	-	36

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用 しております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:百万円)

	• • •	年度 F4月1日 F3月31日)	度 4月1日 3月31日)
退職給付債務の期首残高		911	993
勤務費用		149	165
利息費用		3	3
数理計算上の差異の発生額		11	150
退職給付の支払額		85	42
簡便法で計算した退職給付費用		1	0
退職給付債務の期末残高		993	970

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表 該当事項はありません。

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:百万円)

	前事業年度	当事業年度
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	993	970
未認識数理計算上の差異	17	134_
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	975	1,104
退職給付引当金	975	1,104
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	975	1,104

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

			(単位:	百万円)
	前事業年 (自 2023年4 至 2024年3		当事業年度 (自 2024年4月 至 2025年3月	
勤務費用		149		165
利息費用		3		3
数理差異償却		0		1
簡便法で計算した退職給付費用		1		0
確定給付制度に係る退職給付費用		155		171

(5)年金資産に関する事項 該当事項はありません。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

(0) 奴哇们并工切们并全能区员,包事项		
	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
割引率	0.4%	2.0%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度122百万円、当事業年度134百万円であります。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

"林色"加亚克庄汉O"林色"加亚克良V7九工V1、6/6/6	前事業年度 (2024年3月31日)		当事業年度 (2025年3月31日)	
繰延税金資産				
未払事業税	63	百万円	104	百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	220	"	235	"
退職給付引当金損金算入限度超過額	298	"	348	"
税務上の費用認識差額	256	"	94	"
繰延ヘッジ損益	472	"	486	"
その他	78	"	169	"
繰延税金資産 合計	1,390		1,437	"
繰延税金負債				
有価証券評価差額	159	"	209	"
その他	35	"	43	"
繰延税金負債 合計	194	"	252	"
繰延税金資産の純額	1,196	"	1,184	"

(注) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.62%から、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.52%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が18百万円増加、繰延ヘッジ損益が13百万円増加、その他有価証券評価差額金が5百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額の金額が10百万円減少しております。

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
 -	30.62%

(調整)

交際費等永久に損金に算入されない項目	-	0.14%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	-	0.06%
法人税等還付税額	-	1.59%
その他	-	0.10%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		29 01%

- (注)前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下で あるため注記を省略しております。
- 3 . 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開 示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又は これらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

- 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 重要性が乏しいため記載を省略しております。
- . 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針7.収益及び費用の計上基準」に記 載の通りです。
- 3.顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

「セグメント情報]

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

「関連情報]

、製品及びサービスごとの情報 単一の製品・サービスの区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

- 2.地域ごとの情報
 - (1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しており

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略し ております。

3.主要な顧客ごとの情報

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

顧客の名称	営業収益
三井住友信託銀行株式会社	10,223百万円

当事業任度 (白 2024年4日1日 至 2025年3日31日)

コデ来十尺(ロ 2027午7月1日 エ 2020年0月51日 <i>)</i>	
顧客の名称	営業収益
三井住友信託銀行株式会社	11.023百万円

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

「報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

「報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

- (ア)財務諸表提出会社の親会社 重要性が乏しいため、記載を省略しております。
- (イ)財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等 重要性が乏しいため、記載を省略しております。
- (ウ)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	会社等 の名称 又は氏 名	所在地	資本金又は出 資金 (百万円)	事業の容は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当 事者 との関 係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
	三井住友			信託業		営業上の	運用受 託 報酬	9,926	未収運用 受託報酬	5,520
の子会社	信託銀行(株)	東京都 千代田区	342,037	務及び 銀行業 務	-	取引	投信販 売 代行手 数料等	10,187	未払 手数料	2,482

(注) 1 . 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。 2 . 取引条件及び取引条件の決定方針等

運用受託報酬

各運用受託案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

投信販売代行手数料等

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	会社等 の名称 又は氏 名	所在地	資本金又は出 資金 (百万円)	事業 の容は 業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当 事者 との関 係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
部 会 社	三井住友			信託業			運用受 託報酬	10,721	未収運用 受託報酬	5,856
	信託銀行株		342,037	務及び 銀行業 務	-	営業上の取引	投信販 売 代行手 数料等	11,500	未払 手数料	2,813

(注) 1.上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。 2.取引条件及び取引条件の決定方針等

運用受託報酬

各運用受託案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

投信販売代行手数料等

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

- (エ)財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等 該当事項はありません。
- 2.親会社又は重要な関連会社に関する注記
- (1) 親会社情報

前事業年度(2024年3月31日)

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社(東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

当事業年度(2025年3月31日)

三井住友トラストグループ株式会社(東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		
1株当たり純資産額	22,367,677円92銭	23,352,414円83銭		
1株当たり当期純利益金額	1,528,527円02銭	1,929,475円95銭		

(注)1.潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 2.1株当たり当期純利益金額の質定上の基礎は、以下のとおりであります。

	/埜啶は、以下のこのり (のりより。	
	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
当期純利益	4,585百万円	5,788百万円
普通株主に帰属しない金額	-	-

EDINET提出書類

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社(E12444)

半期報告書(内国投資信託受益証券)

普通株式に係る当期純利益	4,585百万円	5,788百万円
普通株式の期中平均株式数	3,000株	3,000株

独立監査人の監査報告書

2025年6月2日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 三上和彦

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 \blacksquare 中 洋

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、 社等の経理状況」に掲げられている三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び 同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認 める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関ける規定に従って、会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分か つ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその 監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかな る作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれ

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視する ことにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があ り、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合 に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じ て、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対 応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人 は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する 内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年9月25日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社取締役会御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ 東 京 事 務 所

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 百瀬和政

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバルETF・インカム・バランスファンド(年1回決算型)の2025年1月16日から2025年7月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、グローバルETF・インカム・バランスファンド(年1回決算型)の2025年7月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2025年1月16日から2025年7月15日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生

する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有 用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認 められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告 書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注 記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査 人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファ ンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項に ついて報告を行う。

利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管 しております。
 - 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。